

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 幼保連携型認定こども園 たかねこども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 甲村 清美	定員（利用人数）： 220名（181名）	
所在地： 愛知県豊田市和会町鳥手167		
TEL： 0565-21-0404		
ホームページ： https://www.okazaki.ac.jp/takane/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 4年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 清光学園		
職員数	常勤職員： 24名	非常勤職員： 31名
専門職員	（管理者） 3名	（事務職員） 2名
	（保育教諭） 37名	（看護師） 1名
	（公務手） 4名	（パート職員） 8名
施設・設備の概要	（居室数） 13室	（設備等） 保育室、遊戯室、医務室
		給食室、職員室、相談室
		更衣室、プール、園庭

③理念・基本方針

★理念

【法人】

学校法人清光学園は、建学の精神に基づき以下の人材を育成することを使命とする。

- ・ 広い視野と公正で科学的な識見をもち、生涯にわたって活躍し続ける保育者・教育者
- ・ 人として生涯活躍することの意義を理解し、社会の多様な変化に対応しながら子育て家庭を支える保育者・教育者
- ・ 個性と自主性が尊重され、十分な自己発揮を通してバランスのとれた心身と非認知能力を身に付けた子ども

この使命を以て、学校法人清光学園は、社会の発展に寄与する。

【たかねこども園】

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の附属こども園として、乳幼児が安心して通え、家庭や地域から信頼されるこども園になる。

★基本方針

経営方針

- ①乳幼児との愛着関係、信頼関係を十分に築き、健康・安全で情緒が安定した生活ができるように職員が一丸となり深い愛情と熱意をもって保育を推進する。
- ②家庭や地域との連携を密にして、保護者や地域から親しまれ、子育てが喜びや楽しみにつながる支援・信頼される園づくりをする。
- ③自発的、意欲的に関わられる保育環境の充実と乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的な保育を展開する。
- ④専門職としての資質向上に努め、指導力のある保育者集団を目指す。
- ⑤生活の中で様々な人や自然に関わり、豊かな人間性や生きる力の基礎を養う。

④施設・事業所の特徴的な取組

本園の教育・保育目標

園における保育は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完と共に、子どもが自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図り、情緒の安定した生活ができる環境充実を基本とする。そのためには、保育者と乳幼児との信頼関係を築き、「養護と教育」が一体となった乳幼児期にふさわしい生活を展開し、人として生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育んでいく。

次代を担う乳幼児が未来に夢や希望を抱き、心豊かに人間形成の基礎が培えるよう乳幼児期の発達課題を的確に捉え、子どもの最善の利益、子どもの福祉の増進にあたることを基本姿勢とし、下記のように「保育目標」「めざす子ども像」を掲げる。

<乳幼児期の発達課題>人への信頼感と自己の主体性を形成する

<教育・保育目標>自分から進んで取り組む感性豊かな子

<めざす子ども像>

たのしくあそぼう！

かんがえてやってみよう！

ねばりづよくとりくもう！

みんな大好きたかねっこ

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 9月22日(契約日) ~
	令和 6年 3月19日(評価確定日) 【令和 6年 1月10日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆円滑な民営化への移行

市から運営移管されて2年目であるが、経験豊富な園長・主任の指導の下で、市の保育を継承しつつ、保護者の理解・支持を得て運営が円滑に行われている。民営化に伴う様々な障壁に苦しむ事業所が多い中で、当園の円滑な民間移行は、園長・主任の手腕によるところが大きい。経験の浅い職員が多い中でも、保護者が安心して子どもを預けられる環境を作っている。地域の応援も多く、老人会の見守り会、駐車場の案内や地域の盆踊り参加など、地域活動が充実し、応援団の多い園である。

◆保護者に届く園長の思い

園長の保育方針を問うと、間髪を入れずに「一人ひとりを丁寧に見る」との答えが園長の口から出た。その園長の思いを理解した主任以下の職員が、保育の現場で実践している。保育に向き合う職員のその姿勢が子どもの姿にも表れ、保護者の目に留まる。保護者アンケートの自由記述には、「一人ひとり…」や「(丁寧に)良く見る…」等の言葉があふれている。園長の思いが、確実に保護者まで届いている。

◆子どもの自主性の育み

職員は研修等によって子どもの発達の捉え方を学び、子どもの自主性の育ちを大切にしたい保育を行っている。できたことのみを喜ぶのではなく、やってみようとする意欲を育てる保育を目標としている。子どもの内面の育ちの理解を深めるため、話し合いを行い、研修や先輩職員の指導によって経験の浅い職員が子どもの見方を学ぶ機会を作り、子どもの安心や育ちの保障ができています。

◇改善を求められる点

◆法人本部との連携の強化

法人レベルでは整備されていると思われる「苦情解決規程(仮称)」や「経理規程(仮称)」の備付けがなく、対応のルールが明確になっていなかった。苦情処理を適切に行い、解決結果を公表することが、事業の透明性を確保する上での必要要件となっている。金銭管理に関しても、園内の内部牽制が働く体制を構築することが求められる。法人本部との連携の中で、適切、適正な仕組みを構築されたい。

◆行動の指針となるマニュアルの作成

主任を中心として、保育指導や行動の指針は口頭または普段の生活等で提示され、実践されている。しかし、いくつかの場面で、行動の基となるマニュアルが確認できなかった。マニュアルを使って、折に触れ自らの保育を再確認することで、皆が指針として同じ方向を向いて保育に向かうことができる。必要なものから、順次整備を計画されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を受けるにあたり、当初はとても心配でした。実際に評価を受けたことで園経営全般を見直すことができ、とても良い機会になりました。現状の取り組み方法でよいところと改善が必要なところが明確になりました。また園経営に関するそれぞれのマニュアルや取り組み方法などについて、全職員に確実に周知されていることの必要性・重要性をご指摘いただきました。よりよい園経営ができるよう職員一同力を合わせて改善策に取り組んで参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 法人の建学の精神に基づき、園の理念ともいべき教育・保育目標を定めている。この教育・保育目標をホームページや事業計画「全体的な計画」等に載せるとともに、玄関にも掲示して周知を図っている。入園説明会や入園式、また様々な行事の際にも園長が説明している。保護者アンケートの「理念・基本方針の保護者周知」の設問には、回答した保護者の94%が肯定する回答を寄せた。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 市の公立・私立の保育園と認定こども園を対象とした園長会が毎月開催されており、その園長会に引き続き私立園だけの園長会もある。それらの園長会に参加し、市の保育行政の方向性や福祉の動向を把握している。さらに、法人内の幼稚園と認定こども園を対象とした園長会も月に1度開催され、経営情報等を取得している。地域の会合にも積極的に参加し、園運営のための情報量に不足はない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 公立園から民間園に移管され、2年目を迎えている。移管初年度には様々な問題もあったようであるが、現在ではそのような雰囲気は微塵も残っておらず、落ち着いた円滑な園運営である。課題（重点努力目標）として「保育力向上」や「地域、保護者に愛されるこども園」「安心安全な園づくり」を挙げている。「安心安全な園づくり」に関しては、門扉周辺のセキュリティーに不安を寄せる保護者がいる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①・b・c
<コメント> 令和4年度（開設）から令和6年度までの3年間を対象とした「中長期計画」を策定している。その中に「教育・保育内容」や「職員の資質向上」等8項目の主要な取組みを項目立て、各年度の活動内容や方向性を詳細に記載している。単年度の事業計画策定のための枠組みとしては、十分な内容となっている。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 「中長期計画」に、単年度の事業計画策定のための枠組みが示されているが、「こども園経営案」の形をとっており、事業計画や事業報告書は作成されていない。3項目の「重点努力目標」や「中長期計画」に示された8項目の主要な取組みについて、可能な限り数値目標や具体的な到達点を明確にした事業計画を作成し、年度末に評価して事業報告書にまとめ、さらに次年度の事業計画へとつなげられたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員会議をはじめ、各種の会議の場で活動や取組みに関する話し合いが行われている。しかし、幹部職員（園長と2名の主任）と一般職員、パート職員との意識の差が生じており、幹部職員の思いが必ずしも正確かつ十分に伝わっているとは言い難い。主要な行事の終了後には評価・反省をする機会があるが、その他保育全般についても、評価・見直しをする仕組みづくりが求められる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」の設問に対し、79%の高い肯定率が示された。しかし、保護者の考える事業計画とは行事計画であり、これを混同したアンケート結果と考えられる。保護者の興味や関心の高い行事計画を中心に、園の目指す方向性（重点努力目標、8項目の主要な取組み等）を保護者に周知する方法を考慮されたい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「重点努力目標」の一つに「保育力向上」を挙げており、職員一人ひとりの資質を高めて園全体としての保育力の向上を目指している。年間4回、主要な職員（園長はじめ正規職員とフリー職員、長時間パート職員）が「園経営計画と評価」のシートを使用して自己評価を実施している。職員の毎回（年4回）の自己評価に対し、主任が赤字で、園長が青字でコメントを記入して次の四半期へとつなげている。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員個々が実施した自己評価（「園経営計画と評価」）を園長と主任が総括し、園全体の「園経営計画と園評価」にまとめている。ここで課題を把握して改善につなげているが、改善活動が計画的に実施されているとは言い難い。責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にして、改善活動に取り組むことが望ましい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の責務は「運営規程」に示されており、自らの考え方をホームページに「園長のごあいさつ」として掲載し、園内外に公開している。園長不在時の災害等の発生時には、2名の主任が園長の役割と責任の委任先となるのが「運営規程」や「経営案」の中の「運営機構」や「職員表」の記述から読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 園長のコンプライアンス意識は高く、現在の自らを自己総括して「研修参加ができておらず、法的知識の不足」と捉えている。しかし、現場経験や指導的立場での経験が豊富であり、園運営には何ら支障をきたしていない。各種の法令理解に対する不安を払拭するために、園運営に関わる法令等をリスト化（一覧表）し、職員勉強会として、重要性や必要度の高いものから順に読み合わせを行うことも一策となる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> コロナ感染症の5類移行に伴い、園行事が正常な状態に戻つつある。主要な行事の後で保護者アンケートを実施し、保護者の満足度を確認している。今年度から保育園支援システム「コドモン」が本格的に導入され、子どもの登降園管理や連絡方法等が効果的かつ簡便になった。ICT化の推進に関しては、保護者からの評価も高い。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> ICT化の一環として職員の勤怠管理を電子化した。一定期間ペーパーベースのタイムカードとの並行ランを実施した結果、職員意見も考慮し、現行のタイムカード方式での勤怠管理を継続することとした。指導計画の作成等、ICT化による業務の効率化が図られ、職員に関しては業務負担の軽減につながっている。一方で、園長と主任に掛かる業務量の偏りは解消されておらず、改善の余地を残す。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 経営母体の学校法人が、保育士や幼稚園教諭の養成を行っており、法人本部（主として総務課）が園の人事や採用を主管している。園での必要人材は法人本部から配属され、園としては実習生の受入れ等で協力するなど、相互の連携により円滑な職員配置が可能となっている。採用活動は法人本部が主導するが、急を要するパート職員の確保に関しては、園で動くことも認められている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 新しい時代の人事管理制度を目指しているが、法人自体が旧来の慣習に捉われているきらいがあり、有効なキャリアパスが構築されているとは言い難い。人事考課は処遇への反映を意図しており、人材育成面への活用が図られていない。目標管理は、「園経営計画と評価」を活用し、年度を4期間に分けて実施している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>民間のこども園に移行して2年目であり、短期間で現状の運営状態を作り上げたことには驚きを隠せない。その背景には、園長と2名の主任による想像を絶するほどの献身的な貢献があったものと推測される。しかし、現在の「新しい働き方」の志向は、一部の職員の犠牲の上での「働きやすい職場づくり」は否定される。可能な範囲で、園長、主任の業務の下部移譲を検討されたい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員研修と目標管理を両輪として、職員育成を図っている。職員研修においては、市の主催する研修を中心に据えて「令和5年度研修計画」を作成している。目標管理に関しては、「園経営計画と評価」をベースにして、1年を4期に分けて実施しており、毎期上司による進捗の評価を加えて目標達成に向けて取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度研修計画」に沿い、職員は必要な研修を受講している。研修履修後には「復命書」を作成して法人総務課へ提出しており、「復命書」には所感としてアクションプランが記載されている。しかし、研修がここで完結してしまっている。研修で気づいたアクションプランが、実際の保育の現場で活用されたか否かの、研修効果の確認が必要となる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度研修計画」には、研修に参加する職員の氏名が記載されており、必要な職員に必要な研修を割り当てている。事前に参加する研修の日時が明確になっていることに加え、フリーの保育士を活用することによって、園の業務や保育に支障なく研修参加ができています。非正規職員（臨時職員等）に対しても、研修参加を促している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度、2名の保育実習生を受け入れている。これまでに、他園で実習生受入れを経験した職員もいることから、実習自体は滞りなく行われている。改善点としては、実習生への配付物（注意事項等の文書）は揃っているが、肝心のマニュアルが整備されていない。実習生受入れの意義や目的を明記したマニュアルの作成を急がれたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人や園のホームページを使い、様々な情報を公開している。園のホームページには、日々の子どもの園生活が写真を使って詳しく紹介されている。しかし、法人、園双方のホームページに、苦情に関する掲載がない。さらに言えば、苦情解決に関する規程やマニュアル、フローチャート等の備え付けが確認できなかった。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>金銭出納に関するルールが明確になっておらず、これまでの慣習や口頭での申し合わせで業務が執行されている。法人総務部との連携により、「経理規程」はじめ会計、経理、金銭出納等の実務を適正に行うためのマニュアル類を整備し、内部牽制の働いた透明性の高い園運営を担保されたい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「こども園経営案」の中の「重点努力目標」に地域との関わりの方向性を示し「全体的な計画」の中で具体的な取組み事項を掲げている。コロナ感染症の5類移行に伴い、GOGOフェスティバルや盆踊り等の地域行事への参加が再開されている。「地域に根差したこども園」を標榜し、園長が自治会の会合に顔を出している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって中断していたボランティアの受入れも、徐々に再開されている。隔月に、絵本の読み聞かせのボランティアグループが訪れ、幼児クラスの子どもたちに読み聞かせを行っている。教育委員会を通して、新任教師の保育体験を受け入れている。マニュアル整備が急務である。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>市のこども家庭課や発達センター、児童相談所、小学校等との連携は確実に行われている。児童相談所とは、ネグレクト案件があって、対象となる子どもの観察や報告を行っている。秘匿事項を含むため、園長の専任事項として取り扱っている。これらの社会資源に関しては、リスト化して管理することが望ましい。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>毎月開催される市の園長会に園長が参加し、市の保育動向や地域の課題等を把握している。地域の自治会の会合にも園長が顔を出し、地域ニーズを把握する取組みとしている。子育てひろばに参加する未就園児の保護者との会話を通し、保育ニーズを拾っている。市の担当者からは、今後の傾向として「一時保育の増加」が伝えられている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>毎週2日間、子育てひろばを開催し、未就園児親子を受け入れている。参加者を記録しており、年間40組程度の利用がある。市の想定通り、一時保育の問い合わせが増加しており、利用実績も昨年度と比較して倍増している。未就園児の保護者からの電話相談は「入園希望の申し込み」時期に合わせて増加している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の基本方針に、法人理念を加味した基本方針を持ち、職員へも提示して勉強会も行っている。民間への移管2年目で若い職員が多いため、「まだ学びは足りないのではないか」という職員の気持ちが結果に表れている。日々の会議や指導計画の話合い等で、主任を中心とした職員への指導が丁寧に行われている。職員の保育への自信を育てていくための研修を継続されたい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については、主任を中心に、口頭で大切なことを伝え、守られてはいるが、規程やマニュアル類はなかった。園としてのマニュアルを作成することで、基準を皆で理解し、守るべきものが具体的に見えてくる。今後、マニュアル類の整備を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の内容が分かりやすく伝えられるよう、市役所の保育課や交流館に「入園のしおり」を置いている。パンフレットも整備して毎年見直しているが、それが現場職員へは伝わっていない。園庭開放や、見学希望者への対応など、丁寧に園の情報を発信している。それらを職員間で共通理解し、共有することで、問い合わせ等の事務作業へも職員の理解が深まる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時に「重要事項説明書」や「入園のしおり」を使って説明している。内容は毎年更新をしているが、更新していることが現場の職員には伝わっていない。職員全員が参加して見直しをすることで、再確認ができ、周知徹底へつながる。年度初めに確認を行う、また作成に関与させるなど、職員が参加する機会を作ることも今後計画されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所変更の場合の引継ぎ・申し送りの手順書やマニュアルは確認できなかった。園長・主任で事務作業を行っており、適切に対応してはいるが、現場の職員へは伝わっていない。マニュアルを作成することで、保護者が誰にでも安心して相談でき、どの職員も自信をもって答えることができるため、今後検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者アンケートを取り、保護者の意向調査をしている。そこで出た意見をまとめ、書面で保護者へ知らせている。意見についての話し合いを職員間で行ってはいないため、よく理解ができていない様子である。保育に携わる職員全員で、アンケート結果の話し合いを行い、意見の集約や園としての思いを伝える作業へ昇華させる機会を作ることを提案したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の規程やマニュアルは未整備である。第三者委員や苦情解決窓口は保護者へ知らせてあり、分かりやすく掲示もあった。苦情については個別に対応し、関係職員へ周知して終了しているため、経験を次のステップへつなげる仕組みは構築されていない。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者の個別相談は個室で行っている。保護者アンケートでも、職員とのコミュニケーションがうまく取れていると回答する保護者が多く、普段から意識して声をかけていることがうかがえる。問題があれば、保護者は話しやすい職員を選んで相談しており、必要に応じて市への報告を行い、公的機関の紹介等も行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 長時間保育を利用する子どもが多いため、直接会う機会が少ない保護者もいる。そのため、保護者との連絡が十分ではないと感じている現場の職員の思いがある。保護者との連絡については心を尽くして行われているが、職員の就業時間との兼ね合いで問題も出てくる。誰かが犠牲になることが無いよう、今後はICTも有効活用することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 事故報告は保険請求に関わる事故が綴ってあるが、細かいものは終礼での報告のみである。現在は、看護師がけが等の情報を聞き取って対応を行っている。リスクマネジメントを行う責任者を明確にした体制を作り、事故の分析を行うことで、全体への周知や、同じ事故を繰り返さないための学びとなるよう、体制の構築を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 感染症の予防や、発生した際に対応するためのマニュアルは確認できなかった。ただ、看護師が常駐しているため、消毒作業の指導等、感染症予防に力を尽くしていることは確認できる。感染症発生時には、園内への掲示とアプリ報告の両方で発信し、流行を食い止める努力が見える。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 園の立地は良く、災害時のリスクはほとんどない場所である。緊急時の自家発電設備も整備され、備蓄食料もアレルギー対応食で準備されている。改善点として、備蓄品のリストがないことが挙げられる。いざというときに、把握している職員がいないと対応できない。備蓄品のリスト作成と、備蓄品の置き場所の全体周知を図りたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「たかねこども園経営案」が整備されており、毎年見直しが行われている。年度初めに職員と読み合わせをすることで、職員周知を図っている。理念や「全体的な計画」標準的な実施方法等はそこで再確認される。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> クラスごとに作成する「クラス経営案」から、個人目標を作成し、期ごとの反省を行っている。その反省を主任と園長が確認をして指導し、見直しを図るという仕組みが確立している。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 年度ごとに指導計画を作成し、研修を行っている。「全体的な計画」をはじめ、学年指導計画や3歳未満児の個別指導計画が作成されている。市で行われているものと同じ様式で作成しているが、障害のある子どもの個別指導計画は未実施で、次年度より作成するよう計画に入れている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画の定期的な見直しは期ごとに行っている。手順も定めがあり、計画的に行われている。園長・主任の指導の下、定期的な見直しにより、保育の質が上がっているという職員の自己評価が高い。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画・月週案等の保育の記録は丁寧に作成され、情報の共有は学年会でされている。低年齢児は個々に対応した報告会が行われる。また、引継ぎや申し送り後も、いつでも見られるようにファイリングされており、継続した支援を行っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもの記録の管理に関する体制が確認できなかった。記録が綴られたファイルには保存の期間が記載されているが、そのルールを明文化した規程やマニュアル類はない。今後、記録を適切に保存・保管するための規程、マニュアル類を整備されたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中に「理念」や「方針」が明文化され、作成には職員全員が関わっている。地域との関わりも深く、様々な取組みがあり、地域の応援団が多い園である。地域の応援と、温かい目線の保育で、子どもがのびのびと育っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>安全な環境を重視して、子どもの導線を考え、室内外の環境を整備している。低年齢児は心地よく遊べる空間と、のびのびと走れるスペースを確保している。「清掃チェック表」を作り、自己点検をしている。「トイレ清掃表」で、誰がいつ掃除をしたか分かるようにして清潔を保っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達の捉え方を学び、自主性の育ちを大切にした保育を行っている。できたことのみを喜ぶのではなく、やってみようとする意欲を育てる保育を目標としている。子どもの内面の育ちの理解を深めるため、話し合いを行い、若い職員が子どもの見方を学ぶ機会を作ることで、子どもの安心や育ちの保障ができるよう、園長・主任が導いている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるために、子どもの個々の成長を見通し、意欲を育てる関わり方をしている。子どもの気持ちを尊重することをベースに、年齢に応じて、また子ども個々に応じて、園生活の中で少しずつ新しい課題を提示していくことで、無理なく安心した状態で獲得していくことを支援している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園庭の広さの都合もあり、時間配分を設け、遊びの時間やグループを分けることもあるが、基本は好きな場所で好きな遊びができるような保育を心掛けている。物理的な面でできないことはあるが、工夫で様々な体験をさせている。遊びが固定しすぎないように、集団遊びなどに誘い、様々な体験ができるような計画も作っている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>安全に保育が行えるよう、0歳児を1歳児と分けてサークルで過ごしたり、子どもと職員が1対1で過ごす時間を確保することで、情緒の安定を図っている。乳児の給食は園で作っているため、離乳食、刻み食等の対応もでき、丁寧に離乳期の食事を提供している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>0・1歳児と1・2歳児のクラスに、月齢で分けて保育をしている。安全に配慮しながら、年齢や発達に応じた環境構成をしている。けがの無いよう、突起した部分にはガードを設けるなど、子どもの目線で点検を行い、改善を加えている。広いホールを利用して走ったり、幼児用の広い園庭に出て活動するなど、思いきり体を動かせる機会も作っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 3歳以上の幼児に関しては、年齢や発達に応じた遊びを工夫し、環境を整えている。縦割りのペアクラスを作り、同年齢だけでなく、異年齢のこどもと関わる機会を作り、経験を増やしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもへの個別指導計画は作成されていない。次年度より作成する計画をしている。発達センターとの連携もあり、小学校（特殊学級）との相談や連携も深い。個別の面接も個室で行うなど、プライバシーにも配慮している。園はバリアフリーであり、今後、人的な体制が整えば、身体に障害のある子どもの車いすの対応もできる環境になっている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育に関しては、各クラスの職員が2名ずつ配置され、縦割りで余裕を持った保育が行われている。戸外遊びで十分に体を動かす時間を多く持ち、室内遊びも昼間とは違った遊びを提供するなど、細かな点にも工夫がみられる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 園のすぐ隣が小学校であるという立地のため、小学校との関わりが深い。新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく行われていなかった交流も、徐々に再開されている。就学前に、問題を抱えた子どもの相談や園訪問を学校側が積極的に行ってくれる環境である。また、小学校の運動会の練習の見学に招待されるなど、小学校が身近に感じられる環境である。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「豊田市子ども園保健衛生マニュアル」に沿って、健康管理計画が立てられている。健康の記録や内科健診、歯科健診の記録も整備されている。家庭にも結果を紙ベースで報告し、異常のあった子どもへは病院受診を勧めている。職員間では終礼で伝え、情報の共有をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 歯科健診・内科健診後の情報を職員間で共有し、保護者へは個々に知らせている。健康診断の結果の集計は市で行われている。以前は、おやつに牛乳を出さなかったが、カルシウム不足が懸念される結果が出たため、牛乳を出すことにするなど、市単位で反映させている。虫歯予防の「フッ化物洗口」は、新型コロナウイルス感染症の影響で休んでいるが、今後の再開を考えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 医師の診断・指示の下「生活管理指導票」により、除去食や代替弁当を持参してもらうなど、個々に応じた対応をしている。給食の場所（席）を他児と分けたり、配膳も数人でチェックするなどの配慮をして事故防止に努めている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 食育計画が作成され「楽しく食べる」ことを基本に、給食提供と食事指導をしている。3歳児以上はセンター給食、3歳未満児は園で作っている。3歳未満児のおやつは、手作りで提供している。3歳未満児の食事量は、毎日「連絡ノート」に記入されているため、保護者が子どもの食事量を確認できるよう配慮されている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市作成の「豊田市園給食衛生管理マニュアル」に従って給食を実施している。食物アレルギー児は現在は少ないが、それぞれの状況に応じた対応ができるように職員指導も行っている。乳児の離乳期の食事の移行については、保護者・担任で相談し、乳児会では調理員も含めて情報を共有している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> クラス懇談会・個別懇談会を行っている。園生活のドキュメンテーションを毎月1回作成し、家庭に配信している。保護者との連絡の記録が不十分であると感じる職員の意見があり、保護者との懇談記録をファイリングして、次年度の担当職員へ引き継ぎができるような方法を検討している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 保護者支援の組織的な取組みとして、個別懇談会や保育参観、相談できる環境などの工夫がある。園の幹部職員と一般の職員の思いが一致していない部分もあり、園で行っていることの共有を図り、可視化することで理解を得られたい。保護者への支援がどのようなことであるか、職員に知らせる機会を作ることが望ましい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 全国的に子どもに対する不適切な支援が問題視されていることから、虐待対応の意識を持って見守りに努めている。しかし、基本となるマニュアルは存在しなかった。虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアル作りを計画し、職員周知をした上で、子どもの見守りに努められたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 年間の「組経営案」を作成し、期ごとに自己評価を行っている。その評価を園長・主任が確認して添削を行っている。法人独自の自己評価には、職員全員が参加して行っている。また、保育の振り返りセルフチェックを行い、その結果を基に話し合いをする園内研修を行う予定である。		